

Title	ナンセンス発話とコンテクスト
Author(s)	橋本, 良一
Citation	北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編, 33(1): 43-52
Issue Date	1982-09
URL	http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/4119
Rights	

ナンセンス発話とコンテクスト

橋 本 良 一

§ 1. 1

G. Leech が *Semantics* の中で、意味上おかしな逸脱文、ナンセンス発話とよぶものには、トートロジー、矛盾のほかに意味的変則性がある。⁽¹⁾ 彼は、ある発話 X が意味的に変則 (semantically anomalous) であるとは、

X is absurd in the sense that it presupposes a contradiction (therefore it makes no sense to ask whether X is true or false).⁽²⁾

と定義している。矛盾を前提とするために真・偽の外にあるのが意味的変則性だというのである。さて Leech は前提 (presupposition) を

Any one who utters X takes the truth of Y for granted.

と定義した。⁽³⁾ John's car is red. は John has a car. を前提し、ジョンの車の存在が前提され、John knows that Mary is honest. は Mary is honest. を前提し、メアリーが正直であるという事実が前提されている。John stopped beating his wife. は John was beating his wife を前提し、ジョンが妻をなぐっていたことが前提されている。意味的変則性は前提に矛盾がある場合であるという定義を適用すると、Leech があげた例、The orphan's father drinks heavily. が意味的変則であることは明らかである。The orphan's father という表現から前提は The orphan has a father. であり、この前提は、orphan の意味が 'a child who has lost its parents by death'⁽⁴⁾ であるから矛盾を含む。これに対して、John stopped beating his wife. では妻をなぐっていたという状況がない場合、あるいは文脈上そのことが否定されている場合には、この発言は、おかしな発言となる。John was beating his wife. という前提は矛盾を含んでいないが、この場合には偽であることが明らかな前提を持つ発話だからである。Leech は前提の定義を次のようにも表現している。

Presupposition is a relation between X and Y such that

- (a) if the uttering of X is valid, Y has to be true
- (b) if Y is false, then the uttering of X is invalid or void.⁽⁵⁾

ナンセンス発話の分析は、前提の問題が入ると、有効性あるいは適切性の概念とかがわってくるの

である。おかしな発話であるかどうかは前提が満たされるかどうか依存し、前提が満たされるかどうかは、論理的に矛盾がないかどうかということばかりでなく、状況や文脈にもかかわる。そこで意味の変則性は「矛盾を前提する」場合から「前提が満たされていない」場合に広げることが出来る。もちろん意味の変則性の範囲を、前提が矛盾を含む場合に限るべきであり、これによりコンテキストの考慮から、言語外の因子が入るのを防ぐことが出来るという考え方もあろう。Leechもこの拡大された解釈による意味の変則性の分析を行っていない。しかし前提自体は言語的なもの（先の例では相動詞 stop に伴う）であり、さらに、この拡大された解釈によれば、ナンセンス発話の分析を、これまで扱って来た平叙文から、疑問文、命令文など平叙文以外の文にも広げることになる。もちろん、疑問文も平叙文と同じ前提を持つことはある。When did he stop beating his wife? は、平叙文 He stopped beating his wife. と同じく He was beating his wife. という前提を持つ。しかし疑問文には疑問文としての前提がある。例えば Who did you see yesterday? は You saw someone yesterday. を前提する。この前提が満たされて、はじめて、まともに答えることが出来る。もし相手が昨日誰にも会っていない場合には不適切な質問となる。⁽⁶⁾ 意味論の中で、ことばと話し手・聞き手・場面などコンテキストとの関係を論ずる部分を語用論というならば、The orphan's father drinks heavily がおかしな表現であるのは、前提が（狭義の）意味論的に満たされないことによるのに対し、この場合には、前提が語用論的に満たされていないことによるといえる。次節では語あるいは統語上の形式に伴う前提が満たされていない例を、ナンセンス文学⁽⁷⁾について分析する。

§ 1. 2

Ex. 1 A man in the wilderness asked me,
How many strawberries grow in the sea?
I answered him, as I thought good,
As many as red herrings grow in the wood. (318)

How many strawberries grow in the sea? という疑問文は Strawberries grow in the sea. (いちごは海に生える) を前提しているが、この前提は満たされない⁽⁸⁾ので、How many ...? は不適切な発話である。

Ex. 2 A ten o'clock scholar,
What makes you come so soon?
You used to come at ten o'clock,
But now you come at noon. (465)

What makes you come so soon? という疑問文は You come so soon. を前提するが、この前提は次の2行によって成り立たないことが示されている。いつも10時に来る遅刻常習学生が、今日は早く来たのであれば9時、8時…であるべきところ、12時に来たというのであるから、前提は満たされていない。

Ex. 3 A LITTLE old man of Derby,

How do you think he served me?
 He took away my bread and cheese,
 And that is how he served me. (B 102)

How do you think he served me? は He served me. を前提しているが、この前提は次行によって成り立たないことが示されている。serve の 'bring food' という意味は take away と対比 (方向的対比) をなしているからである。

Ex. 4 'Have some wine,' the March Hare said in an encouraging tone.
 Alice looked all round the table, but there was nothing on it but tea. 'I don't see any wine,' she remarked. 'there isn't any,' said the March Hare. (W92)

Have some wine. は there is some wine. を前提する。ところが I don't see any wine. というアリスのことは、There isn't any という三月ウサギのことはワインはないことが示されているので、この前提は満たされていない。

Ex. 5 'Take some more tea,' the March Hare said to Alice, very earnestly. 'I've had nothing yet,' Alice replied in an offended tone, 'so I can't take more.' (W99)

Take some more tea. という文は more という語があることによって You have already taken some tea. を前提する。聞き手である Alice の I've had nothing yet. ということばは、Alice がお茶をまだ飲んでいない状況であることを示している。I can't take more は「あなたの発言に在る前提が満たされていると認めることになるので、(もし飲むことにしても)もっとお茶を飲むという表現をすることは出来ません」の意味であって、I can take more (もっと飲むことが出来ます) の否定ではない。

§ 2. 1

先に Who did you see yesterday? の前提は you saw someone yesterday. で、Have some wine の前提は There is some wine. であると述べたが、これら前提は、someone によって示される未知の要素がなければ質問は適切ではないし、Open the door. において問題のドアがない場合と同じく、ワインがなければ適切な命令とならないという意味において、それぞれ質問行為、命令行為の成立条件であるということもできる。成立条件 (felicity condition) は話し手が、ある文を発することにおいて遂行する行為 (発話内行為) が成立するための条件であって、予備条件 (preparatory condition)、誠実条件 (sincerity condition)、命題内容条件 (propositional content condition) から成り、それぞれ、さらに発話内行為の種類に従って規定される。⁽⁹⁾ 予備条件は Dillon が setting condition とも呼んでいるように、⁽¹⁰⁾ 話し手が場面をどう受け取るかに関する条件である。質問においては、yes-no 疑問文の場合は 1. 「その命題 P が真か偽か話し手には明らかでない」、2. 「P が真か偽か、聞き手には明らかであるかもしれないと話し手は考える」、wh 疑問文の場合は 1. 「未知の要素があるために話し手は、ある命題 P を完全な形で所有していない」、2. 「未知の要素を既知の要素

に変えて、Pを完全な形で与えることが聞き手には可能であるかもしれないと話し手は考える」。次に命令の予備条件は、「聞き手が問題の行為をすることが出来ると話し手は考える」で、要請の場合はこの条件に「聞き手はその行為をすることを、いやがらないと話し手は考える」が加わる。約束は1.「命題内容Pが聞き手にとって望ましいものであると話し手は考える」、2.「Pが話し手にとって実行可能であると話し手は考える」。以上の発話内行為に関係する、より一般的な予備条件をつけ加えることが出来る。それは「成り行きにまかせておいたのでは、そのことが行なわれるかどうか明らかでない」で、聞き手が尋ねられなくても、その情報を提供する場合の質問、ふつうの成り行きで、話し手がその行為をすることが明白である場合の約束は適切な発話内行為ではない。才2の誠実条件は話し手の意図に関する条件で、命令の誠実条件は、yes-no 疑問文では「話し手はPが真であるか偽であるかについて知りたいと思っている」、wh 疑問文では「話し手は未知の要素を含みぬ完全な形でPを聞き手から得たいと思っている」。命令と要請については、「聞き手が問題の行為をすることを話し手は望んでいる」、約束については「話し手はその行為の実行を意図している」である。才3の命題内容条件では、質問については任意の命題内容でよいが、命令と要請では「聞き手による未来の行為」でなければならないし、約束は「話し手による未来の行為」でなければならない。

§ 2. 2

Ex. 6 LITTLE Blue Ben, who lives in the glen,
Keeps a blue cat and one blue hen,
Which lays of blue eggs a score and ten ;
Where shall I find the little blue Ben ? (B101)

Where shall I find the little blue Ben ? という質問行為において、「未知の要素（この文では where により反映されている）があるため話し手は命題Pを完全な形で所有していない」の予備条件が who lives in the glen によって満たされていないことが示されている。

Ex. 7 The hatter opened his eyes very wide on hearing this ; but all he *said* was, 'Why is a raven like a writing-desk ?' 'Come, we shall have some fun now!' thought Alice. 'I'm glad they've begun asking riddles. (W93)

wh 疑問文はふつう質問行為を遂行するのに使われ、前例のように話し手にとって未知の要素があることを条件とするのであるが、この例の疑問文は「謎かけ」である。謎かけでは、話し手は wh-に反映される未知の要素を知っていなければならない。つまり未知の要素があることを装っているのである。ところが、この引用の後に出る。

'Have you guessed the riddle yet?' the Hatter said, turning to Alice again. 'I give it up', Alice replied: 'What's the answer?' 'I haven't the slightest idea', said the Hatter. (W96)

によって帽子屋は、答を知らないことが明らかとなり、ふつうの質問とは逆に、未知の要素があることが、不適切な発話にしているのである。

Ex. 8 'She can't do Addition,' the Red Queen interrupted. 'Can you do Subtraction? Take nine from eight.' 'Nine from eight I can't, you know,' Alice replied very readily: 'but—' 'She can't do Subtraction,' said the White Queen. (L322)

Take nine from eight を発話することによる命令行為は不適切である。その理由を命令の予備条件「聞き手が問題の行為をすることが出来ると話し手は考える」を適用して考えてみると、この引用文には、聞き手がその行為をすることが出来ないと話し手が考えていることを示すものは文脈に出ていない。「話し手は…と考えている」という条件をあまり強く解すると、この例のような不適切性を説明出来ないが、行なうことが論理的に不可能なことは、話し手が聞き手には出来ないと考えていることを示す文脈がなくても、命令の予備条件を破っていると判定してよいのではないかと思う。

Ex. 9 'Off with his head!' she said, without even looking round.
'I'll fetch the executioner myself,' said the King eagerly, and he hurried off.
(W114)

Off with his head を発話することによって女王が切れと命じているのは、空中に現われた胴体のないチェシャ猫の首である。この発話が命令として不適切であることを首切り役人は次のように抗議している。

The executioner's argument was, that you couldn't cut off a head unless there was a body to cut it off from : (W116)

体がついていない首を切り離すことは、8から9を引くことと同じく、論理的に聞き手にとって出来ない行為である。これも「命令は、命令されていることに従うことが（論理的に）可能な場合のみ適切である」という大ざっぱな一般的条件⁽¹¹⁾が有効な例である。

Ex. 10 …:however fast they went, they never seemed to pass anything. 'I wonder if all the things move along with us?' thought poor puzzled Alice. And the Queen seemed to guess her thoughts, for she cried, 'Faster! Don't try to talk!' Not that Alice had any idea of doing *that*. She felt as if she would never be able to talk again, she was getting so much out of breath : (L215)

先に、一般的な予備条件として「成り行きにまかせておいたのでは、そのことが行なわれるかどうか明らかでない」をあげた。Don't try to talk を発話することで遂行される行為は禁止であるから「…そのことがなされないことが明らかでない」と変わる。この引用文のコンテキストでは、女王に引っぱられて走るアリスは、息を切らして、口をきける状態ではない。したがって、アリスが口をきかない方が自然の成行きである状況での禁止行為は不適切である。

- Ex.11 'Oh, please ! There are some scented rushes!' Alice cried in a sudden transport of delight. 'There really are—and *such* beauties!' 'You needn't say "please" to *me* about 'em,' the Sheep said, without looking up from her knitting: 'I didn't put 'em there, and I'm not going to take 'em away.'
 'No, but I meant—please, may we wait and pick some?'
 Alice pleaded. 'If you don't mind stopping the boat for a minute.' 'How am *I* to stop it?' said the Sheep. 'If you leave off rowing, it'll stop of itself.' (L262)

please!は語気からいって要請よりも懇願を示している。要請の予備条件のひとつは「聞き手はその行為をすることを、いやがらないと話し手は考える」である。懇願の予備条件について述べられたものは見ていないが、「聞き手はその行為をすることを、いやがっていると話し手は考える」のようなものとなろう。羊はアリスの please を please let me have some scented rushes. と受け取ったので、アリスが燈心草をとることを羊が嫌う理由のない状況では、懇願の発話内行為は不適切であることを You needn't say "please" to *me*. と表現した。次にアリスがボートを止めて、燈心草を摘む時間を与えてほしいという意味で please と言ったのだと伝えようとして If you don't mind stopping the boat と表現した際 *my* stopping と行為者が表わされていないので、ボートを止めてほしいという懇願と受け取り⁽¹²⁾、「聞き手がそのことを出来ると話し手は考える」との懇願(命令・要請とも共通する)の予備条件はボートをこいでいるのが聞き手でない状況では満たされていないと指摘したのである。

- Ex.12 BAT, bat, come under my hat,
 And I'll give you a slice of bacon ;
 And when I bake, I'll give you a cake,
 If I am not mistaken. (B74)

I'll give you a cake を発することにおいて遂行される行為は約束であろう。約束の予備条件のうち「聞き手にとって望ましいこと」は満たされていると思われる。命題内容条件も「話し手の未来の行為」であるから成立する。しかしオ2の予備条件「話し手は実行できると考えている」は If I am not mistaken によって満たされていない。実行できると考えていないとすると、「話し手はそのことの実行を意図している」という誠実条件も疑わしくなる。

- Ex.13 MOTHER, may I go out to swim?
 Yes, my darling daughter.
 Hang your clothes on a hickory limb
 And don't go near the water. (B144)

yes は yes, you may go out to swim で水泳に行く許可を与えている。許可の成立条件には、おそらく次のようなものが含まれるであろう。予備条件として、聞き手にとって望ましいことであり、聞き手が出来ることである。誠実条件として話し手にその行為を妨げる気持がないこと。命題内容条件として聞き手の未来の行為であることが状況として要求される。And don't go near the water. によって、「聞き手が出来ると考える」という予備条件と、上述の誠実条件を満たしていない。

Ex.14 'If I did fall, 'he went on, 'the King has promised me—ah, you may turn pale, if you like! You didn't think I was going to say that, did you? (L269)

you may turn pale によって遂行される発話内行為は許可である。許可の成立条件は、前の例で述べたが、「顔色が青くなること」は、聞き手にとって望ましいことではない。また「聞き手がその行為をすることが出来る」という条件からみると、意志によって青くなることが出来るものではない。

§ 3

ナンセンス表現は意味的に逸脱した表現である。意味的逸脱には意味論的逸脱と語用論的逸脱がある。意味論的逸脱には、語の知的意味における同義性と対比性から、必ず真となるトートロジー、必ず偽となる矛盾、真でも偽でもない意味的変則性がある。同義性から、トートロジー (The crazy man is mad.)、対比性から、矛盾 (This rich man is poor./The dead animal was still alive.) とトートロジー (Monday was the day before last Tuesday./An alsatian is a dog.) を生じ、否定によってトートロジー表現と矛盾表現は互に交代する⁽¹³⁾。語用論的逸脱は、話し手は文を発することで発話行為を行なっているが、質問、命令、要請、約束などの発話内行為が成立するための条件(成立条件)を満たしていない発話は、その発話内行為にとって適切な発話ではないということから生ずる。要約すれば、意味論的逸脱は真偽の条件を、語用論的逸脱は適切性の条件を適用しているといえる。それでは、この2つの逸脱性の関係はどうなっているか? オ1に、真偽の条件は、語用論的逸脱と無関係ではない。矛盾とトートロジーの「必ず偽である」と「必ず真である」は結局、文の命題内容によってきまるが、命題を最もよく反映しているのは平叙文である。この平叙文が基本的に使われるのは、主張(assertion)の発話内行為においてである。主張の成立条件には、予備条件として「話し手は聞き手が命題内容を知らないと考えている」と「聞き手がその命題内容を知りたがっている(あるいは知るべきだ)と話し手は考えている」、誠実条件として「話し手はその命題内容が真であると信じている」⁽¹⁴⁾が含まれている。この成立条件を適用すれば、論理上必ず偽になるような命題内容を信ずるのは不可能であるし、必ず真あるいは偽になるような命題内容を聞き手が知りたがっている(あるいは知るべきだ)とは考えられないところから、意味論的逸脱文は発話として発せられたとき、不適切な発話となり、語用論的逸脱とみなされる。

意味論的逸脱と語用論的逸脱を関連づけるオ2のものは、旧情報と新情報の概念である。「必ず真である」とか「必ず偽である」が論理学でなく、言語学において意味をもつのは、これらを含む表現が伝達(コミュニケーション)において新しい情報を何も、もたらさないからである。コミュニケーションにおいては、文は単独で現われるのではなく、いくつかの文が現われ、談話(discourse)とかテキスト(text)と呼ばれる単位を構成する。この場合、文と文は意味的な関連を持って現われるのであるが、その意味的つながりは、ひとつの文に旧情報と新情報が含まれることによって与えられる。単文である The crazy man is mad. は、主語で表わされる旧情報に何の新情報もつけ加えられていないトートロジーである。さらに「新情報は与えられてしまえばその段階で(聞き手にとって)旧情報になる」⁽¹⁵⁾ところから、複文、重文、接続詞を欠く2つの文においても、先立つ部分が旧情報、後に続く部分が新情報となる場合に、文の構造の相違を超えて、トートロジー、矛盾として扱うことが出来る。ニールセン⁽¹⁶⁾は、この情報の観点から、This movie is free ; it doesn't cost

any money.はトートロジー, John slept all day yesterday because he was so tired he couldn't get to sleep.は矛盾であるとしている。一方語用論的逸脱も、旧情報と新情報の概念で捉えることが出来る。wh 疑問文による質問において、未知の要素以外は旧情報である。また成立条件も旧情報に関係がある。L. Dillonがあげた⁽¹⁷⁾I offer to wash the dishes even though I can't.について大江氏は、前掲論文で、前半では申し出が遂行されその成立条件のすべてがみたまされていることが示唆された。示唆されたことは次に旧情報となっているが、後半で「話し手が問題の行為をすることができる」という成立条件が必ずしもみたまされないことが示され、新情報と旧情報が矛盾すると説いている。Dillonがこの例文を語用論的矛盾である (pragmatically contradictory) と言っているのは、意味論的逸脱と語用論的逸脱のつながりをよく表わしている。

§ 4

意味的に逸脱していてもナンセンス表現といえない場合がある。意味論的逸脱において、An alsatian is a dog.は意味関係でいうと、下義関係から生ずるトートロジーであるが alsatian が何であるかを知らない人に説明している場合にはナンセンスではない。これは alsatian をメタ言語としている、現実の言語の使用を考えるからである。同語反復によるトートロジー、Women are women.は日常的な表現であるが、この種の表現の意図されている意味は「AはしょせんAである」で⁽¹⁸⁾、「しょせん」という含意が加わっているのでナンセンスではない。矛盾については Lyons⁽¹⁹⁾が、ある人が結婚しているかと尋ねられた人の答、He is and isn't.は「法的には結婚しているが既婚の男性らしくふるまっていない」などの含意を持ち得ると述べている。これは、かなり特殊な含意であるけれども、一般的にいえば逸脱表現に出会った聞き手はなんとか意味を読み取ろうとして、比喩、皮肉、誇張法と解しようと努める。例えば My uncle always sleeps awake.で sleep を「眠っているかのようにふるまう」と解する。⁽²⁰⁾ このように意味関係からいうとトートロジー、矛盾であるが、実際の言語使用を考えるとナンセンスでない場合があることを考慮すると、抽象的存在としての「文」と話し手、聞き手など現実の使用に関係するものとしての「発話」の区別を適用して、「トートロジー文ではあるがトートロジー発話ではない」と呼び分けることも可能であろう。ナンセンス性の解消は語用論的逸脱にも見られる。Levin⁽²¹⁾は I promise to live past 1992.について発話は約束であっても、その内容である「生きながらえること」は話し手が出来るという様なものではない。実際に遂行されるのは「希望」であろうという趣旨のことを述べている。約束行為としては予備条件が満たされていないために不適切であるが、この発話の聞き手が希望行為として解した時、ナンセンス性は解消する。

以上述べたように、意味的に逸脱した表現も、発話されることによって、聞き手が解釈を与えてナンセンス性を解消することがある。この場合に逸脱表現は「表面上のナンセンス発話」となる。もし何の解釈も許さないならば、発話は「真のナンセンス発話」である。ナンセンス文学に現われたナンセンス発話は、「表面上のナンセンス発話」ではないが、そうかといって「真のナンセンス発話」でもない。意味的に逸脱した発話であるのに、適切な意味を、どこまでも探そうという努力を誘わない発話である。この特色は、おそらくナンセンス文学におけるナンセンス発話の面白さと無縁ではないと思われる。ナンセンス発話は稿を改めてまた取り上げるつもりである。

—注—

- (1) Leech, G.1974. *Semantics*. Penguin Books. p.7, p.90.
- (2) Leech, G.p.86.
- (3) Leech, G. *loc. cit.*
- (4) Leech, G.p.85, fn.にこの例文について *orphan* は親の一方を失った子供を意味することもあるが、それは普通ではない (unusual) 用法であるとのことわり書きがある。
- (5) Leech, G.p.292.
- (6) 太田朗. 1981. 否定の意味. 大修館. pp.146-147.
- (7) text として, Mother Goose には
 ① *The Oxford Dictionary of Nursery Rhymes*, edited by Iona and Peter Opie (Oxford U.P.1973) を用い
 ② *The Oxford Nursery Rhyme Book*, assembled by Iona and Peter Opie (Oxford U.P.1979) から若干の例を補った。
 Alice 物語には
 Lewis Carroll, *Alice's Adventures in Wonderland and Through the Looking Glass*, edited by Kaye Webb (Penguin Books, 1974) を用いた。
 例の参照数字は Mother Goose については text
 ①の唄番号で、特に B をつけた数は②の頁である。Alice 物語については *Alice's Adventures in Wonderland. は W, Through the Looking Glass.* は L の後に頁数を附した。
- (8) 意味論的に満たされていないとすべきか、語用論的に満たされていないとすべきか? strawberries に「陸で産する」という特徴を附与できれば、意味論的一即ち矛盾とすることが出来る。しかし、この特徴は生産方法の改革によって変わり得るとすれば、この前提は(論理的な)矛盾を含まない。Katz は「事実による真理一偶然的に真である」例として *Roses grow in the ground* をあげているのはこのような解釈によるものであろう。しかし一方語用論的に満たされない場合である、発話の際の状況によるものとの間には隔りがあるという感はある。
 Katz J.1966. *The philosophy of Language*. (西山佑司訳. 大修館. p. 155.)
- (9) 以下、成立条件の記述に当っては、主として
 大江三郎. 1978. 現代英語文法の分析. 弓書房. pp.145-150.
 Dillon, G.L.1977. *Introduction to Contemporary Linguistic Semantics*. Prentice-Hall, Inc. p.109 を参照した。
- (10) Dillon, G.L. p.109. fn.
- (11) 太田朗. p.221.
- (12) あるいは受け取ったふりをしたのかも知れない、このような解釈は、ナンセンス文学におけるナンセンス発話の面白さを分析する際に必要になるであろう。
- (13) 同義性および対比性の組織とトートロジー、矛盾との関係については
 橋本良一. 1982. 「ナンセンス発話と意味関係の考察」北海道教育大学紀要, オ一部A, オ三十二巻オ二号. pp. 29-40.の中で述べた。
- (14) 「The cat is on the mat, but I can't believe it.はおかしい」
 毛利可信. 1980. 英語の語用論. 大修館. p.227.
- (15) 大江三郎. 1980. 「語用論的現象」『言語』大修館. Vol. 9. No.12. pp.22-31.
- (16) Don and Allen Nilsen. *Semantic Theory: A Linguistic Perspective*. (藤森一明・斎藤興雄・外池滋生訳, 1972. 政文堂. p.59.)
- (17) Dillon, G.L. p.110.
- (18) 安井稔. 1975. 「会話の作法とその違反」『英語青年』研究社. Vol. CXXI. No. 2. pp.12-13. 「「しよせん」とは何かと問われるなら、「A という名前では呼ばれているものの中には、A という語によって正しく指し示されるのには適切でないと思われるような条件や状態を備えているものがあるけれども、けっきょくのところは、やはり、A という語によって指し示されるのにふさわしくないものではない。」という趣旨の答えをすることになるのであろう。」という指摘から、この場合にも、メタ言語的な扱いを示唆されて興味深い。
- (19) Lyons, J. 1977. *Semantics*. Vol. 2. Cambridge U.P. p.418.

(20) Leech, G. p. 9.

(21) Levin, Samuel L. 1977. *The Semantics of Metaphor*. The Johns Hopkins U.P. pp. 6 - 7.

(本学教授・岩見沢分校)